

## 男女共同参画コーナー

### 『いの男女共同参画推進条例』

『いの町男女共同参画推進条例』には町民、事業者の皆様と協力して、男女共同参画社会を推進するうえで基本となる考え方「基本理念」を定めておりますので紹介いたします。

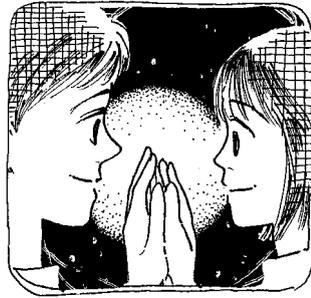
#### 基本理念（条例第3条）

- ①男女が性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重される社会
- ②男女ともに一人の人間として能力を十分に発揮する機会が確保される社会
- ③男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動を助け合い、政治、経済、地域その他

のあらゆる活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

④性別による固定的な役割分担意識に基づき社会の制度又は慣習が、男女共同参画社会の実現の妨げとなることのない社会

⑤男女が互いに身体的特徴を理解し、特に妊娠、出産等において双方の意志を尊重するなど生涯にわたる自らの健康の保持及び増進を図ることができる社会



## 法務教官募集のお知らせ

人事院、法務省では、少年院及び少年鑑別所の職員として、非行少年の教育・処遇等に携わる「法務教官」の採用試験受験者を次のとおり募集します。

### 1 受験資格

- (1) 昭和51年4月2日から同59年4月1日生まれの人
- (2) 昭和59年4月2日以降生まれの人で、次に掲げる者  
ア 大学を卒業した者、平成18年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者  
イ 次に掲げる学校等を卒業した者及び平成18年3月までに次に掲げる学校等を卒業する見込みの者  
(ア) 短期大学又は高等専門学校  
(イ) 職業能力開発短期大学校又は専修学校専門課程（いずれも修業年限2年以上など人事院が定める要件に該当する者に限る。）

### 2 試験日及び合格発表

- (1) 第一次試験（筆記試験） 6月12日（日）
- (2) 第二次試験（人物試験・身体検査・身体測定） 7月13日（水）、14日（木）
- (3) 合格発表 ア 第一次試験 7月5日（火） イ 最終発表 8月30日（火）

### 3 申込受付期間

- (1) 郵送の場合 4月1日（金）～4月15日（金）（当日消印有効）
- (2) 持参の場合 4月1日（金）～4月15日（金）  
（受付時間は9:00～17:00 ただし土・日曜日は除く。）

### 4 採用試験に関する詳細の照会先

- (1) 法務省高松矯正管区職員課 ☎087-822-4469
- (2) 高知少年鑑別所庶務課 ☎872-9283（担当：徳永）

## 国民健康保険加入世帯の皆様へ（お知らせ）

◎平成17年度（平成16年分）所得申告は

お済みでしょうか？  
国民健康保険加入者及びその世帯の世帯主の方は、所得税や町県民税が非課税の場合でも、申告が必要です。未申告のままですと、高額療養費の支給申請や、入院時食事療養費の減額認定、国民健康保険税軽減制度等に適用されないことがありますので、収入の多少にかかわらず申告書を提出してください。

### ◎国民健康保険税申告書の送付について

国民健康保険に加入している世帯主の方に、4月下旬ごろ、国民健康保険税申告書を送付します。申告書は郵送でも受け付けますので、同封していただきます。記入例を参考に記入、押印の上、返送してください。

### ◎記入、提出にあたっての注意

☆給与所得者及び公的年金等受給者の方で、申告書へ記載されている金額以外に収入がない場合は、電話番号をご記入のうえ、申告書へ押印して返送を

お願いします。

☆現在、税務署及び税務課で平成17年度（平成16年分）所得申告書を整理中ですので、申告書提出済みの方でも行き違いで国民健康保険税申告書が送付される場合があります。その場合は、お手数ですが「税務署（又は税務課）で申告済み」と記入して返送をお願いします。

☆国民健康保険税申告書を提出された方でも、所得が33万円以上又は配偶者控除、生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方は、一般の町県民税申告書又は所得税の確定申告書を提出しなければなりません。

### 問い合わせ先

- 税務課 ☎893-1118  
吾北総合支所住民課 ☎867-2300  
本川総合支所住民課 ☎869-2112



## 法務局からのお知らせ

「高知地方法務局戸籍課では、1月31日（月）から成年後見登記に係る証明書の交付事務のみ行うことになりました。」

（窓口で直接請求される場合のみ、取り扱うこととなります。）

郵送による請求の場合は、従来どおり、東京法務局民事行政部後見登録課に請求してください。

### 1 証明する内容について

(1) 登記事項証明書（「事項証明」ともいう。）  
成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記されている事項、あるいは、代理権に関する事項など、後見に関する事項が登記記録に記録されている場合において、その事項を証明するもの

(2) 登記されていないことの証明書（「ないこと証明」ともいう。）  
成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記がされていないことを証明するもの

### 2 手数料について

(1) 登記印紙で納付していただきます。  
(2) 登記事項証明書（事項証明）の場合  
一通につき 1,000円  
（証明書の枚数が1枚を超える場合、5枚毎に200円を加算）

### (3) 登記されていないことの証明書

（ないこと証明）の場合  
一通につき 500円

### 1 通につき 500円

ご不明な点がございましたら、高知地方法務局戸籍課（☎822-3448）、いの支局（☎893-0343）、までお問い合わせください。